

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録  
目 次

第 1 号（2月14日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	6
議案第2号	7
議案第3号	10
一般質問	15
閉会の宣告	18

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第267号  
令和7年2月4日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 伊 藤 仁

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和7年2月14日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和7年2月4日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 芝 田 裕 美

# 令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和7年2月14日(金)

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)  
日程第5 議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算  
日程第6 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	寺本真理	議員	2番	徳本光香	議員
3番	村越誠	議員	4番	後関俊一	議員
5番	広沢修司	議員	6番	鈴木清丞	議員
7番	森谷宏	議員	8番	平田新子	議員
9番	円谷憲人	議員	10番	小易和彦	議員
11番	伊藤仁	議員	12番	塚本竜太郎	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	芝田裕美君
副 管 理 者	太田和美君
副 管 理 者	笠井喜久雄君
監 査 委 員	吉川正昭君
会 計 管 理 者	佐藤太郎君
事 務 局 長	中川聡君

事務局次長	野澤孝夫君
総務課長	國松悟史君
あじさい所長	野澤孝夫君
しらさぎ所長	栗原稔君
周辺整備室長	立原二郎君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課統括リーダー	松友靖明
白井市環境課長	鈴木陽介
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	高野章

---

事務局職員出席者

総務課長補佐	沼中裕一郎
総務課庶務係長	篠宮武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（伊藤 仁議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 仁議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、4番、後関俊一議員、5番、広沢修司議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（伊藤 仁議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎管理者招集挨拶

○議長（伊藤 仁議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

都市公園事業につきましては、令和7年度予算で第2期整備エリアの（仮称）スポーツ広場整備工事を計上し、地域の皆様が喜んでいただけるよう完成に向けて着実に進めてまいるとともに、周辺整備計画の実現に向け、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、一般職の職員の給料月額が改定されたことに伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）につきましては、一般職の職員の給料月額が改定されたこと、及び都市公園整備事業では今年度の用地取得の見込みが立たなくなったことなどから、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額の変更、地方債の廃止を行おうとするものでございます。

最後に、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ38億15万4,000円とするもので、前年度と比較し、率にして8.5%、額にして2億9,682万9,000円の増となっております。増額の主な要因は、光熱水費、労務単価の増加に伴う委託料の増額及び（仮称）スポーツ広場整備工事費の計上並びにごみ処理費の施設延命化対策事業及び周辺整備費の都市公園整備事業に係る元金償還開始による公債費が増加したことによるものとなっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

### ◎議案第1号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第1号及び新旧対照表を御覧ください。本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が、令和6年鎌ヶ谷市議会12月会議におきまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員の給料月額等が改定されたことから、当組合においても会計年度任用職員の給料及び報酬の上限額を改定しようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

別表第1、日額の項中「2万2,670円」を「2万2,910円」に改め、同表、月額の内「47万6,000円」を「48万1,000円」に改め、同表、時間額の項中「2,930円」を「2,960円」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

以上で、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第4、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案第2号を御覧ください。本案は、歳入歳出予算の総額36億2,602万1,000円から、歳入歳出それぞれ3,220万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億9,382万1,000円とするほか、地方債の廃止を

しようとするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では、3款1項国庫補助金を1,150万円減額、8款1項組合債を2,070万円減額し、歳出では、2款1項総務管理費を170万円増額し、3款1項清掃費を2,289万4,000円減額し、5款1項基金費を1,100万6,000円減額し、全体で3,220万減額補正して、歳入歳出予算36億2,602万1,000円を、歳入歳出それぞれ35億9,382万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。2ページ、3ページを御覧ください。都市公園整備事業について、今年度予定していた用地取得の見込みが立たず、他の用地取得も困難なことから、限度額2,070万円を廃止しようとするものでございます。

続きまして、歳入の詳細につきましてご説明申し上げます。8ページ、9ページを御覧ください。

周辺整備費におきまして、令和6年度当初予算で都市公園用地の取得業務を進めておりましたが、地権者の体調不良により契約締結等の手続を進められない状況となり、年度内の執行が困難となったことから、3款1項1目衛生費国庫補助金に係る社会資本整備総合交付金1,150万円の減額及び8款1項1目衛生債に係る公共事業等債2,070万円の減額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出の詳細につきましてご説明申し上げます。10ページから13ページを御覧ください。

令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が一部改正されたことから、2款1項1目一般管理費において、給料83万5,000円、職員手当等72万8,000円、共済費13万7,000円、3款1項1目し尿処理費において、給料12万8,000円、職員手当等17万1,000円、共済費3万2,000円、2目ごみ処理費において、給料50万3,000円、職員手当等56万3,000円、共済費14万5,000円、4目周辺整備費において、給料37万6,000円、職員手当等41万3,000円、共済費20万4,000円の増額補正をそれぞれ行うものでございます。また、光熱水費の電気料金における燃料費調整単価等が上昇していることから、予算不足が見込まれるため、3款1項2目ごみ処理費における需用費の光熱水費で915万5,000円の増額補正を行うものでございます。

4目周辺整備費につきましては、歳入にてご説明しましたとおり、都市公園用地の取得見込みが立たないことから、都市公園用地購入費3,458万4,000円の減額補正を行うものでございます。

5款1項1目財政調整基金費につきましては、2款1項1目一般管理費、3款1項1目し尿処理費、2目ごみ処理費及び4目周辺整備費で要する経費から歳入補正額を除いた1,100万6,000円を減額補正するものでございます。

なお、給与費明細につきましては14ページに記載のとおりで、15ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました平田議員について質疑を認めます。

平田議員。

○8番（平田新子議員） それでは、質問させていただきます。

前回、全員協議会の中で、議案第3号にも関わることですけれども、令和7年度の地方債には償還金のみということで、今回の土地取得の費用は全然入っていないことを確認いたしました。2,070万円と出ている土地取得の見込みが立たない。この地方債で廃止した都市公園整備事業での今後の土地取得について、どのような対応を取っていかれるのか、お伺いいたします。

2問目、用地取得可能となった場合には、新たに補正予算を組むといったようなことをなされるのか。財政面での対応についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。お尋ねの1点目、令和6年度予算にて地方債の廃止をする都市公園整備事業での土地取得に対する今後の対応につきましては、地権者の体調や親族の方々の状況を考慮しながら、引き続き用地交渉を継続してまいります。

次に、2点目、今後用地が取得可能となった場合の財政面での対応につきましては、千葉県地方土地開発公社による代行買収の活用や補正予算などの選択肢を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 平田議員。

○8番（平田新子議員） 1番目のお答えでは、用地取得は今後も継続していくということでした。それについて、今度2番目の質問の2問目です。現在地権者が体調不良と伺っております。かといって、この都市公園整備事業をずっと棚上げにしておくこともできないと思います。この土地の売却については、地権者だけではなく地権者を支えていらっしゃるご家族、あるいは周辺の方々のご意思も大切になってくるかと思っております。この辺りは何か確認されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） 地権者のご家族に対する意思、あるいは周辺事情の確認についてのご質疑にお答えいたします。

当該地権者のご家族におかれましては、地権者と同居され、これまで用地測量などの地権者からの意向を受けご協力をいただいております。周辺整備事業による用地協力に対しても、ご理解を示されて

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で平田議員の質疑を終結いたします。

議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 全員起立でございます。

よって、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第5、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、経済見通しが不透明な状況の中、限られた財源で安定した組合事業を着実に推進するよう、構成市や組織内の連携を強化し、効率的で効果的な予算編成に努めるものといたしました。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。第1条は、歳入歳出それぞれ予算総額を38億15万4,000円とし、第2条は、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は、同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、労務単価、資材価格の上昇などに伴う委託料の増加や光熱水費の増加などにより、前年度比2億9,682万9,000円増となり、歳入歳出それぞれ38億15万4,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、都市公園整備事業に対し限度額を6,910万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容につきまして、歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目について順次ご説明申し上げます。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度



耗品費で隔年交換を実施しているリサイクルセンターの脱臭用活性炭を計上するとともに、委託料ではごみ収集運搬業務委託で労務単価の上昇などから増額するものでございます。

続きまして、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、前年度比1億2,851万9,000円増の4億6,571万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費では、委託料においては、令和7年度から5年間の指定管理者を指定することに伴い、労務単価上昇などの影響を受けた指定管理料を計上するとともに、都市公園整備事業では工事請負費として（仮称）スポーツ広場整備工事を計上したことなどから、増額するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、前年度比7,252万8,000円増の4億2,200万7,000円を計上するものでございます。内容は、クリーンセンターしらさぎにおいて実施したダイオキシン類対策事業及び施設延命化対策事業、アクアセンターあじさいにて実施した設備更新事業、周辺整備室において実施している都市公園整備事業に係る地方債償還によるものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比2億9,682万9,000円増の38億15万4,000円を計上するものでございます。

以上で議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 新年度予算について質問をいたします。

予算編成の基本方針を読ませていただいて、かなり苦勞して工夫されたのだなということが分かりましたので、特に基本方針に書かれていることに沿って、どのような工夫を具体的にされたのか、お聞きしたいと思います。

1問目が、歳入の7款1項についてです。雑入が前年度と比べて1,700万円増加していますが、主な原因は何でしょうか。

2問目が、同じく歳入の1款分担金及び負担金の中のごみ処理費負担金が昨年度より16.4%、1億4,000万円増加していますが、この原因をどう分析されているのでしょうか。

3つ目が、同じく1款の構成市負担金についてです。この予算編成の基本方針として「構成市の厳しい財政運営を十分認識し、負担金の増加を抑制し、できる限り平準化を図った編成とする」とありますが、これは具体的にはどのように負担金を抑制して平準化を図ったのでしょうか。

4つ目が、5款繰入金の前年度比2,469万円、これは42.1%も増えているものですが、今年度、用地取得に使えなかった分が追加されたということか、そうではないのか確認いたします。

5つ目が、歳出の各種光熱水費の増加についてです。契約する電力会社を比較して抑制するという方法などは検討されたでしょうか。

6つ目が、予算編成の方針として、人件費などの経常的経費を徹底して抑制することと書かれていますが、以前から別の議員さんにも指摘されてきた、議員報酬の削除や削減についての検討というの  
はされたでしょうか。

最後、7つ目が、具体的に歳出を抑えるために、新年度予算で新たに業務統合や取捨選択を行った業務はありますか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは7点ございました。お尋ねの1点目、歳入の7款1項雑入が前年度と比べ増加している主な要因ですが、ペットボトル有償入札払出金が、近年の市況等により、再生処理事業者の落札単価の上昇を見込み、前年度当初予算と比較して1,241万5,000円増加したことによるものでございます。

次に、2点目は、歳入の1款分担金及び負担金の中のごみ処理費負担金が前年度と比べ増加している主な要因と分析でございました。構成団体の負担金の算出は、歳出総額から繰入金や繰越金などの歳入総額を差し引いた金額となる中で、ごみ処理費負担金が前年度と比較して増加した主な要因につきましては、歳出では、原油価格や物価の高騰、労務単価の上昇の影響等により、需用費や委託料が増額したことで、歳出総額が約4,300万円増加し、また歳入では、突発的な修繕や光熱水費等の増加による令和6年度決算剰余金の減少見込みから、繰越金が約8,800万円減少したことなどにより、結果として、ごみ処理費負担金が約1億4,000万円の増加となったものでございます。

次に、3点目は、1款の構成市負担金について、基本方針を踏まえ、具体的にどのように負担金を抑制し平準化を図ったのかでございました。近年の原油価格や物価の高騰、労務単価の上昇により、廃棄物処理に必要な薬品単価や委託料が増加する中、施設の維持管理に要する消耗品や委託業務などについては、重要度の高い項目など優先順位を考慮し、反面先送りできるものは先送りするなどし、さらに事業経費等についても、地方債などの特定財源が活用できるものは積極的に活用するなどの対応を図りました。

また、各施設において将来にわたる財政負担を考慮し、5年先の修繕及び工事計画を毎年見直しすることで、多額の歳出をできる限り平準化させるよう努めたところでございます。

次に、4点目は、5款繰入金が前年度と比べ増加している分は、令和6年度の用地未取得分が含まれたことによるものでございました。繰入金の増加分につきましては、令和6年8月の補正予算により、令和5年度決算の決算剰余金を財政調整基金に積み立て、基金残高が増加したことにより、当該基金から令和7年度当初予算への繰入額が増加したものであり、用地取得分に支出できなかった一

般財源分は見込んでおりません。

次に、5点目は、各種光熱水費の増加を招いた契約する電力会社の比較検討についてでございます。当初予算編成時において、電気料金につきましては、現在の電力需給契約の継続を前提に算出しております。電力会社の比較等につきましては、構成団体などでは、再生可能エネルギーを使用した電力供給会社との契約や、PPA事業の実施などなされているものと承知しておりますが、廃棄物処理施設という特殊性を踏まえ、非常時の安定供給なども考慮しつつ、引き続き新電力の活用を含め調査研究を行ってまいります。

次に、6点目は、議員報酬の削減や削除に関する検討についてでございます。議員報酬につきましては、地方自治法第203条において、議員に対して報酬を支給しなければならないと規定されており、同法第292条の規定により、一部事務組合である特別地方公共団体もこの規定が準用されることから、議員報酬の削減や削除に関する検討は行っておりません。

次に、7点目は、歳出を抑えるための新年度予算における業務統合や取捨選択についてでございます。業務統合や取捨選択につきましては、当組合が管理する施設全般におきまして、予算査定の中で特に高額となる施設修繕及び工事について、設備の劣化状況や耐用年数などを踏まえ精査し、より重要度の高い修繕や工事の計上に努めたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 7点お答えいただきまして、分かったことが多かったです。2問目の2回目の質疑です。最初の3問目の質問についてなのですが、構成市負担金の増加を抑制するために優先と先送りした事業があるということなので、特に今回優先して行う事業と先送りにした事業は何でしょうか。

この2問目の質問ですが、地方債などの特定財源が活用できるものは積極的に活用してくださるということで、具体的に新年度予算で地方債を充てることのできる事業というのは何でしょうか。

それから、電力についてですが、引き続き新電力の活用を含め調査研究をするということですが、具体的にはどのような新電力について調査研究を行う予定でしょうか。

あと、意見として1点あって、質問ではないのですが、議員報酬についてです。法律に基づいているということなので、ゼロ円にするというのは難しいなと考えたのと、少しやり取りする中で、これ議員発議でやるべきだなというふうにならなかったので、白井市の審議会なども会議の回数によってやっぱり報酬が変わったりしているので、一律でなくどういう支払い方にしてもらうかなど、自分もこれは研究して提案できたらなと思っています。

では、追加の3点について、ご回答をお願いします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（國松悟史君） それでは、私からは議案第3号に関する再質疑3点についてお答えいたします。

まず1点目、構成市負担金の増加を抑制するため、特に優先して行う事業と先送りにした事業についてのご質問でございますが、負担金増加の抑制を目指し、安全確保を主眼に置き、施設の運転管理では、点検等を踏まえ安定稼働に欠かせない業務等を最優先に計上したものでございます。

なお、部品交換費用及び保全頻度等を最適化することでの経費の削減を図るとともに、各施設における設備等の適正な現状把握に努め、可能な事業については先送りをしたものでございます。

次に、2点目、地方債などの特定財源が活用できるものは積極的に活用するとのことでしたが、地方債などが活用できる予定の事業についてのご質問でございますが、特定財源を活用し実施する事業につきましては、周辺整備事業として（仮称）スポーツ広場整備工事を予定しており、本件事業の財源に社会資本整備総合交付金、公共事業等債、一般単独事業債などを活用し実施する予定でございます。

最後に3点目、引き続き新電力の活用を含め調査研究としておりますが、具体的にはどのような新電力について調査研究を行う予定かについてのご質問でございますが、新電力の活用における調査研究につきましては、廃棄物処理施設という特殊性を踏まえ、近年の電気料金の高騰による電気需給契約の見直しを図るとともに、構成団体が目指す脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について総体的に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第3号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 全員起立でございます。

よって、議案第3号 令和7年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（伊藤 仁議員） 日程第6、一般質問を行います。

事前に通告のありました鈴木議員について質問を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、一般質問させていただきます。柏市沼南地域のプラごみ、ペットボトル、不燃ごみ、資源ごみの中間処理をしている業者に関して質問させていただきます。

この処理業者とはどのような委託契約をしているのか。1点目です。

2点目、この処理業者が建築法違反、廃棄物処理法違反と指摘されておりますが、本組合はどのように評価しているのか、お示してください。

3点目、違法業者への委託を継続していいのか、お示してください。

4点目、この処理業者との契約はいつまでなのか、お示してください。

5点目、委託先の変更をどのように検討しているのか、お示してください。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 柏市沼南地域の資源ごみ等の中間処理をしている業者についてのご質問にお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。お尋ねの1点目、この処理業者とはどのような委託契約をしているのかでございました。当組合が柏市沼南地域から排出されたごみを当該事業者へ中間処理委託している内容につきましては、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは選別、破碎処理を行い、瓶、缶は種別ごとに選別、加工等の処理を行っております。容器包装プラスチック類やペットボトルにつきましては、選別して不適物を取り除いた後、圧縮、梱包の処理を中間処理業務として、いずれも単年度契約で行っております。

なお、当該事業者に対しては、鎌ヶ谷市から発生する不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの選別、破碎処理も中間処理業務として単年度契約で行っております。

次に、お尋ねの2点目、この処理業者が建築法違反、廃棄物処理法違反と指摘されているが、本組合はどのように評価しているのかでございました。当該事業者が所有する旧沼南町一般廃棄物最終処分場内の中間処理施設につきましては、建築基準法及び廃棄物処理法上の許認可権限を有する柏市より、建築基準法に関しましては、当該施設に係る許認可に関する手続が行われていないものと考えられると、また廃棄物処理法に関しましては、廃棄物処理施設を設置する場合の許可に関する申請がなされていないものと考えていると伺っております。したがって、当組合としましては、受託業者に対して、法的に必要な手続に応じられるように促すとともに、適正な処理業務を確保する必要があるものと認識しております。

次に、お尋ねの3点目、当該処理業者への委託継続に対する考えと、お尋ねの4点目、この契約をいつまで続けるのか、お尋ねの5点目、委託先の変更に対する検討に関するご質問につきましては、まとめてご回答させていただきます。当該施設での中間処理委託業務につきましては、できるだけ速やかに適正な処理業務を確保する必要があると認識しておりますが、現在処理業務を行っております柏市沼南地域と鎌ヶ谷市の約16万人の住民生活への影響を考慮しながら、構成団体と協議して適切に対応していく必要があるものと考えております。

なお、現在、当組合が行った適正な処理業務を確保するための提案を基に、速やかな実現を目指して、構成団体とともに協議、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再質問を許します。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、第2問させていただきます。違法な業者であるというふうに判断はしていると思いますが、その処理業者に対してどのような指導をしているのか、お伺いしたいと思います。

1点目、いつから、どのような指導を実施しているのか、お答えください。

2点目、それに対して処理業者はどのような対応しているのか。

3点目、いつまでに対応させるつもりなのか。

4点目、このままの違反状態を続けていいと考えているのか。

5点目、このままの違反状態で千葉県または国からの指導などは来ないのか。

以上5点を質問させていただきます。

○議長（伊藤 仁議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（栗原 稔君） 柏市沼南地域のプラごみ等の中間処理を行っている業者に関してのご質問5点についてお答えいたします。

初めに、ご質問の1点目、いつから、どのような指導を実施してきたのかというご質問と、ご質問の2点目、処理業者はどのように対応しているかのご質問にお答えいたします。当組合は、令和5年度末に発注者の立場として、当該事業者に対し、柏市から建築基準法及び廃棄物処理法上の手続がなされていないものと考えられると伺ったことについて、法的に必要な手続に応じられるよう促しており、当該事業者からはその旨検討していると伺っております。

次に、ご質問の3点目、いつまでに対応させるつもりなのかというご質問と、ご質問の4点目、違反状態を続けてもよいかのご質問にお答えいたします。当組合といたしましては、処理業務の信頼性が揺らいでおり、適正な処理業務を確保する必要があるとの考えの下、構成団体に対して、当組合の提案を示し協議を進めておりますが、処理方法等の変更は回収方法等の変更にもつながることから、柏市沼南地域と鎌ヶ谷市の住民生活に与える影響を最大限考慮しながら、できるだけ速やかな対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、千葉県または国からの指導などは来ないのかというご質問にお答えいたします。当該処理施設における千葉県または国からの指導などが実施されるかは分かりかねますが、柏市からは、当該処理施設について法令における手続上の問題があると伺っておりますので、当組合としましても、この問題を早期に解消するべく、適正な処理業務の確保に向けて構成団体と取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 再々質問を許します。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、最後に要望を述べさせていただきたいと思います。令和5年の年度末からということになりますと、約1年後になってきているかと思います。一刻も早く対応したほうがよいかと考えます。特に最近ネット、SNSを含めまして、問題が大きく広がる可能性もあるかとも思いますので、大炎上になる前に速やかに対応を取られることを要望しておきます。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもって本日の会議を終了いたします。

午後 3時57分 閉 会